

第百九十回国 参議院 内閣委員会 會議録 第八号

平成二十八年四月五日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

田村 智子君

補欠選任

山下 芳生君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

神本美恵子君

井上 義行君

上月 良祐君

相原久美子君

山下 芳生君

委員

石井 準一君

岡田 広君

岸 宏一君

酒井 庸行君

山東 昭子君

世耕 弘成君

二之湯武史君

福岡 資麿君

風間 直樹君

藤本 祐司君

牧山ひろえ君

山本 香苗君

江口 克彦君

山田 太郎君

山本 太郎君

衆議院議員

内閣委員長代理

内閣委員長代理

田村 憲久君

大口 善徳君

国務大臣

国務大臣 加藤 勝信君

副大臣 法務 副大臣 盛山 正仁君

事務局側 常任委員会専門 藤田 昌三君

政府参考人 法務大臣官房審 金子 修君

議官 議官 池田 貴城君

参考人 独立行政法人日 本スポーツ振興 センター理事

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆議院提出)

○成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(神本美恵子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、田村智子さんが委員を辞任され、その補欠として山下芳生さんが選任されました。

○委員長(神本美恵子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山下芳生さんを指名いたします。

○委員長(神本美恵子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として法務大臣官房審議官金子修さんの出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に参考人として独立行政法人日本スポーツ振興センター理事池田貴城さんの出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(神本美恵子君) 成年後見制度の利用の促進に関する法律案及び成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○相原久美子君 民進党の相原久美子でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

この法案でございまして、与野党の有志の皆さん、本当に真摯な議論をされてきて、この法案をまとめられてきたということだと思ひます。

かつて私たちは、禁治産、準禁治産という制度を有しておりました。しかしながら、これ、意思決定能力に制約のある人も社会人として様々な意思決定をしていくことが必要であり、その能力支援制度は社会を成り立たせる上で不可欠なのですが、禁治産等の制度はこのような思想とは異なっていたため、私たちは、これを大きく改めて成年後見制度のこういう創設をしたわけです。しかしなお、支援制度の必要な人でごく僅かしかこの制度を利用してきておらず、しかも、本人の意思決定能力を補完し保佐する制度としての保佐や補助よりも、本人の意思決定を代行する後見の方が圧倒的に多く利用される状況にあったということだと思ひます。

これを改めまして、成年後見等の制度の利用を本来あるべき姿に改めようとな法律案が提出されたものと理解しておりますが、これが提出者の意図であるかどうか、認識をお伺ひしたいと思ひますし、また、この法案作成過程におきまして、制度を利用する側、そして支援団体などの意見を十分に聞かれたのかどうか、それについてお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(大口善徳君) 相原久美子委員にお答えを申し上げます。この成年後見制度のうち、法定後見には後見、

保佐、補助の三つの類型があります。平成二十六年の十二月末時点におきまして、成年後見の利用者は十四万九千人、これは八一・六％なんです。保佐の利用者は約二万五千二百人、一三・八％、そして、補助の利用者は約八千三百人で四五・五％ということで、成年後見の利用が圧倒的に多いと。

しかし、一定の判断能力のある方には保佐人や補助人の支援を受けつつ自ら意思決定をしていただくことが望ましい、こういうことで、この法案では第十一条の一号において、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずると規定しているところでございます。

また、この法案は、成年後見制度を利用している当事者の方からの意見もお伺いをさせていただきまして、昨年の八月の二十一日、十四の障害者の団体にお集まりをいただき、そして意見を述べていただきました。根幹部分での反対意見はなく、その中で、やはり障害者権利条約をしっかりと踏まえて本人の意思の尊重をしつかりしていただきたい、こういう強いお話しも賜りまして、この障害者権利条約の精神というものが、これもしっかりとこの法案では盛り込まさせていただいたつもりでございます。

○相原久美子君 ありがとうございます。

一番大切なところだと思えますので、その部分、曲げられることのないように是非これからも注視してまいりたいと思います。

そうはいいながらも、この法案が取りまとめ進められ、そして、今様々なメディアにも取り上げられていきますように、成年後見の利用の促進ではなくて抜本改革こそが必要だというような声が聞こえてまいりました。

実は、ちよつと私の方にもいろいろと連絡がございまして、是非受け止めていただいて、これからの改革のための議論をしていただけたらという要望でございますけれども、自治体の職員なんかには、実はこれ欠格条項に値するんです

ね。さはさりながら、多少の支援をすれば本当に十分活躍していただけるという方たちもいらっしゃる。さて、こういう制度が本当にあつていいのかということにもなりかねないわけです。

ですから、今回の法案に絡んでということではないのですが、この抜本見直しというように制度そのものの議論を今後にも続けていただきたくないなということで、これは、質問通告しておりませんので要望としてまずはさせていただきますと思います。

そして、やつぱり通常の人と異なるとか何とかということではなくて、本人に代行して意思決定をする制度の利用促進ではなくて、本人の意思決定能力を最大限尊重していくと、それを協から支援する制度にやつぱり改めていかなければならないのではないのか。これは、世界的な流れを言ってもそうなんだろうと思うんです。

もちろん、認知症ですとか何かと、それから障害の程度にもよります。我々も、いつ認知症という形である意味宣言されるか分かりません。でも、そこにもやはり人権、基本的な形で人権を尊重していく、尊厳を守っていくということがやはり必要なのではないかと思っております。

国連の障害者権利条約、権利委員会でもこの点かなり強くやはり言われているのではないかと思っております。欧州各国その他も、やはり人権の感覚からこの制度の見直しが進められてきているように思います。ですから、基本的な人権条項の

第十一条、国際的動向条項ですとか、それから自発的意思の尊重条項に、今回の法律にも規定されていると思うのですが、理解としては、そういう人権を尊重していく、人としての尊厳を尊重していくという基本に立っているのだという確認でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 相原委員にお答え申し上げます。

冒頭のお話でございますけれども、この法の第十一条の二号に、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別

別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うと、こう書かせていただいています。二百以上、一律に資格制限ですとかあるいは権利の制限の規定があります。こういうものを全て見直していくと、こういうことでございす。そして、三年前、選挙権の回復、それも私もやらせていただきました。これもその一環であると、こう考えております。

その上で、本当に人権の尊重ということがこの法律の基本理念でございます。この第三条に、成年後見制度の利用促進は、成年被後見人が成年被後見人でない者と等しく基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと

及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする、こういうふうな書きをさせていただきました。

また、第十一条の柱書きにおきましては、成年後見制度の利用促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえ、これは障害者の権利条約も当然入っているわけですから、を踏まえ推進されるものとする。そして、これもさらに、やはり高齢者とかあるいは障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつということで、今、社会保障制度審議会の障害者部会でもこのことが議論されていますよね。そういうことの整合性、あるいは新オ

レンジプランとの整合性、そして内閣府の障害者政策委員会における議論、こういうことも踏まえながらやっていくということでございます。

そして、そういう国際的な動向を踏まえて推進されるものと定めた上で、基本方針として、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の

制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること、これが第十一条の第一号。また、成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年被後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること、これが第三号。そして、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずると、こういう形で規定させていただいております。

○相原久美子君 私たちが本望に望むべきことというのは、それぞれの方たちの人権が尊重されるということが第一義だと思っておりますので、恐らく、これから見直しをしていかなければならない、多々出てくるであろうと思います。是非、その視点に立つて、改正の方向も、また私どもも一緒に進めてまいりたいなと思っております。

そして、最後になりますけれども、そうはいいながらも、後見人制度という中で、三月の二十三日に衆議院の内閣委員会におきまして共産党の委員から指摘されましたように、やつぱり後見人による不正行為ということは私どもも看過するわけにはいかないわけです。その中で、いわゆる不正防止策ということをどう考えていくのかという御議論もいただいたわけですから、お答えの中にありました、やつぱり家裁とかがいわゆるその団体の管理をしたりとか、それから調停を図るとか、状況を監査する意味での人的体制、これがやつぱり今非常に脆弱であるということがあるのではないかと。

その意味では、この法案成立を契機といたしまして、この不正防止策、もちろん、親族での不正もあるという答弁もありましたけれども、ここは

なかなか難しいところですが、いわゆる第三者がこういう不正行為を行わないという形を取っていきませんか信頼性もなくなってしまうので、これは、時間になりましたので要望として申し上げさせていただきます。

あくまでも、やはりそれぞれの人権、人間としての尊厳が守られるという過程の上でしっかりと法律にしていこうに、我々も努力させていただきますが、提案者としてよろしく願いたいというのを申しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

二〇〇〇年に改正された成年後見制度は、判断能力の不十分な高齢者や障害者の虐待や財産的被害からの救済や予防などで一定の役割を果たしてきたと思います。

資料の一枚目に成年後見制度の概要、これは法務省のパンフレットから抜粋いたしましたけれども、付けておきます。

制度は三類型されておりまして、後見、保佐、補助であります。後見というのは判断能力が欠けているのが通常の状態の方、それから保佐というのは判断能力が著しく不十分な方、補助は判断能力が不十分な方でありまして、どうやってこれを分類するのかといいますと、本人や親族が家庭裁判所に申立てをして、審判でこの類型が区分されるというふうに承知をしております。

先ほどの答弁にあつたように、この三類型の中で最も多い、大宗を占めるのは、八五%を占めるのが後見でありまして、この後見人には、ここにあるように、財産に関する全ての法律行為に關しての代理権が与えられるということになっていくわけでありまして、こういう制度が一定の役割を果たしているということは私も認めるわけですが、もう十五年たつて様々な問題が発生している、改善されるべき問題が生まれていると指摘させていただきます。

昨年の十月に、日弁連人権擁護大会のシンポジ

ウムで成年後見制度から意思決定支援制度へと題したディスカッションが行われました。そこでも様々な問題点が紹介されております。私もそれ学びまして、私なりに問題点三点あるんじゃないかと、こう理解いたしました。

一つは、被後見人とされた方の財産が毀損される、本人の意思に反してですね。例えば、紹介された事例では、被後見人の所有する土地を被後見人の意思に反して売却してしまったという事例が紹介されておりました。財産が本人の意思に反して処分されるということが起こっております。

それから、二つ目のパターンとして、本人がこれまで築いてきた人と人との関わり、あるいはその地域で住むこと、そういう人間関係とか地域で住む権利が残念ながら後見人によって遮断されたり奪われたりということも起こっております。

例えば、親と住み慣れた自宅で生活してきた精神障害者の方が、同居の親が亡くなったために離れて暮らしていた兄が成年後見人となったところ、本人が理解できないまま施設入所契約をして自宅での生活を断念させられてしまい、すっかり元気をなくしてしまつたなど、これはもうたくさん起こっていることと承知しております。

それから、三つ目のパターンは、先ほど相原理事からもお話があつた仕事を奪われちゃうという例ですね。市役所で仕事をしていた方が、保佐人が付いたことで公務員の欠格事由とされて解雇されたということも、これも日弁連のシンポジウムでも実際に紹介された事例としてあります。

こうして、本来いろいろ意思決定が十分できない方を支援するはずのこの制度が、本人の意思に反して財産が毀損されたり、人と人との関わりや居住の意思が損なわれたり、それから職を奪われたりということが残念ながら起こっていること、提案者に伺っていますか、こういう問題が起こっていることについてどう認識されていきますか。

○衆議院議員(大口善徳君) 今先生の御指摘のようである意味では副作用的なことが行われていると、やっぱり自己決定権が十分尊重されていると

は言い難い事案もあるということはそのとおりだと私も思います。

提案者としては、やっぱり成年後見制度の利用を促進するに当たり、成年被後見人等の自発的意思を尊重することが重要であると考えておりまして、今回のこの法案においても、基本理念の内容として、成年被後見人等が成年被後見人等でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思の決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人の自発的意思が尊重されるべきことというところ、これは三条の一項で書かせていただいています。

民法の八百五十八条、本人の意思を尊重し、その身上に配慮する義務を負っているわけでありまして、けれども、それを怠っている例もあるということとございまして、この点につきましては、しっかりと本当に本人の意思を尊重するということを徹底していくためにどうすべきか、あるいは不正行為をいかに防止していくのかということも、これからこの法案において、利用促進会議や利用促進委員会の御意見もお伺いしながら進めていくということになると考えております。

○山下芳生君 資料の二枚目に、先ほど紹介した日弁連の人権擁護大会のシンポジウムで配付された、東田直樹さん、自閉症をお持ちの方ですが、その方の「尋ねてほしい。見た目の行動から決めつけないで」という詩でしようか、を載せておきました。ちよつと後段を紹介しようか。

いちばん嫌なのが、わからないからといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。答えられなくても、尋ねてくれたらいいのに、思います。そうしてもらえれば、その人が僕を大切に思ってくれていると伝わるからです。僕について話をしているにもかかわらず、まるで僕がその場にはいないかのような態度をされると傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか。ただ、周りの

人の意見だけで動かされ、すべてが決められていく。自分の意思をみんなのように伝えられない僕は、なんて無力なのだろう。小さい頃、何度こんなふうに思ったことでしょうか。

気持ちを伝えられないということは、心がないことではありません。周りの人がさげすまれていることが、本人のやりたがっていることだとは限らないのです。そのことを忘れないでください。

大変、実際こういうお立場の方がどんな気持ちでいらつしやるのか、痛切に伝わってまいりました。この気持ちを大事にした制度の運用であり、制度そのものにしていく必要が私はあると思います。

そこで、提案者に伺いますが、先ほど紹介したような、こういう本人の意に反するような事例がこの成年後見現行制度の下で起こっているのはなぜか、どこに原因があるかと御認識でしょうか。○衆議院議員(大口善徳君) 山下委員にお答えを申し上げます。

この成年被後見人等の自己決定権が十分尊重されていないと見られる対応が行われる根本的な原因の一つとして、成年被後見人の自己決定権に対する社会や一般の成年被後見人等の理解の不足が考えられるところではないかと思ひます。そして、私ども、この法の十一号の二で、いまだに二百以上こういう欠格事項がある、権利制限の条項があるということもやはりそうした認識の表れではないかと思ひます。そういう点で、本当に成年被後見人の自己決定権というものをものともつと社会が、また成年被後見人等も、一生懸命やっている方は大変だと思ひますが、一部理解不足の方がいらつしやると、こういうことをどう防いでいくかということだと思ひます。

提案者として、成年被後見人等の自己決定権が尊重されるように成年後見制度が運用されるようにしていきたいと。そういう点で、本法案では、三条の一項で基本理念として成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことを、また、十一

の八号では、基本方針として成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保を掲げております。

実は、これはそれこそ消費者相談をやっておられる方のアンケートを取りましても、要するに、裁判所がきちっと点検とか審査をする、問題があつたらそれをきちっと研修をしていくというようなくともやられるのは本当に一桁なんですね、パーセントにすると。やはりそういうことも含めて、しっかりとこの十一号の八号でやつていかなくやいけないと思います。

また、成年後見制度の利用に占める後見の比重が大き過ぎるというふうに考えます。ですから、成年後見人が成年被後見人の意思決定を代行する後見ではなく、意思決定を本人が行う保佐や及び補助、あるいはどの事務を委託するかを本人に選択権がある任意後見の利用の比重を大きくしていくことが本人の自発的意思を尊重する実務の傾向を醸成するために重要であると、こういうふうに考えております。

また、障害者福祉の分野におきましては、社会保障審議会の障害者部会の平成二十七年十二月十四日の報告において、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた意思決定支援ガイドライン（仮称）を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有し、普及を図るべきであると、こう述べられております。この意思決定支援ガイドラインの案というものを、策定に向けた調査研究も進んでいます。

福祉の分野で意思決定支援の普及や質の向上に向けた取組を進める方向で動いており、本法案も、成年被後見人等の意思決定支援と自発的意思の尊重について定める中、今後とも、成年被後見人等の自己決定権の尊重のための取組が進められるようにしていかなければならないと、こう考えます。

○山下芳生君 今、大口さんは、社会一般あるいは後見人の理解が足りないんじゃないかという御回答でしたけど、私、その点もあるんですが、

もつとより根本的には、この現行の成年後見制度の体系、構造そのものにこういう問題を生じさせる原因があると、そういういろいろな事例を聞いて理解いたしました。

先ほどの法務省のパンフレットにもあるように、この制度の八五％は後見人で担われております。保佐とか補助は少ないというんですが、そちらの方にもつと行つてもらいたいという御趣旨の御答弁でしたけど、問題は、この後見人という概念が、果たしてこういう概念がいいのかどうかということにしっかりと切り込む必要があるんじゃないかなと思うんですね。

すなわち、もうこの後見類型では、判断能力について自己の財産を管理、処分できないと判断されるその方は、後見人には包括代理権、全ての法律行為に代理・代行権限が与えられる。しかも、その人の能力の状態が回復したと診断されない限り権限は死ぬまで継続される、もうずっと固定化されるんですね。要するに、判断能力がもう一切ないという、それを固定的に判断される類型になつていく。そして、後見人には包括的な広範囲な代理権が付与されるということから、本人の意思がしっかりと確認されないまま意思に反する代理、代行がされちゃうということになつていくんじゃないかと思うんですね。

日弁連が昨年十月二日に、このシンポジウムを踏まえて総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言というものをを出しておられます。

その中で現行の成年後見制度の改革として問題点を述べているんですが、その文章をちよつと紹介しますと、その人の意思決定能力を支援することにより本人の意思決定を導くことは義務付けられておらず、権限行使に当たって本人意思の尊重をどの程度図るかにについては後見人等の広範な裁量に委ねられている、利用件数の大半を占める成年後見類型は、判断能力につき自己の財産を管理、処分することができないと診断されると、個々の行為について必要な支援がなされれば自ら意思決定が可能なるものがあるかについて個別に考

慮することなく、その人につき成年後見が開始され、その人の法律行為全てにつき包括的に代理・代行権限及び同意権、取消し権が付与されることになつていくと。

こういう全てもうできないであろうということを一律に決めちゃうと、もう包括的に全面的に権限を移行されてしまう、そういう類型をつくつてやうていいの、つくつちゃうていことがこのいう本人の自己決定権が尊重されない一つの大きな要因になつていっていると日本弁護士連合会は指摘をされております。続けて、開始決定の審判の効力に期間制限がないこと、定期的な審査の機会が与えられていないこと、死ぬまでそうなんちゃつていことも指摘されているんですね。

これは、非常に大きなやつぱり構造的な問題から起因していると私は理解したんですけど、提案者はいかがですか。

○衆議院議員（大口善徳君） 先生がおっしゃること、また日弁連の議論ということも聞いております。

今回の法案は、まず、これは障害者団体の方からも、当面今のことを放置していいのかということ、できる限り障害者権利条約の精神を生かした形でその運用をしっかりと改善していく、あるいは権利制限とか資格制限、こういうものはもう法改正をしていく、そういう形で成年後見制度を権利制限に転用するというようなことはこれは良くないということからも十一号の二号を規定させていたでいているところでございます。

そういうことから、この後見と、それから保佐と補助、この割合を本当にしっかりと考えていかなきゃいけない。そういうこともあつて、私どもはこの十一号の一号でこういう形で書かせていたでいているところでございます。

抜本的なお話については、じゃ、その支援付きの意思決定制度というのは具体的にどういうものなのかとかいうことがまだはつきりしていません。ただ、本当に今、それこそ十八万、十九万人の方が成年後見を利用されています。だから、そ

ういう現実もありますし、そしてまた、実は、これはこういう制度によつて裁判所がチェックするということもつとしっかりとやっていかなきゃいけないわけでありまして、ただ、そういう目があるわけですね、第三者の目が。ところが、そういう成年後見が利用されていないがために、実際に虐待され、そして財産を毀損されている方もこれは相当多いわけでありまして。そういうことも含めて考えていかなきゃならないと、こういうふうに考えます。

○山下芳生君 虐待だとか財産侵害についてはこの制度が一定の役割を果たしているとは私は認めた上で、その上でこういう問題が起こつていことに付いてどう切り込んでいくかという、私は、それに構造的な、この制度自身の構造問題がある、日弁連もそれを指摘しているんだから、ここはやっぱり踏み込まないと。そこを、残念ながら、今御答弁聞いても、そこに踏み込まないまま単に現行制度の利用促進という今回の法律の立て付けになつていっているというふうに思わざるを得ないわけです。

そこで、どういう、じゃ、あるべき制度に進んでいったらいいのか。私は、そのガイドラインとしては、やはり障害者の権利に関する条約、資料の三枚目にお付けしておりますけれども、その第十二条に、法律の前にひとしく認められる権利として、もう具体的に大事なガイドライン、指針が、指針というか基本的な理念ですね、書かれてあります。

第十二条の一項、締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。これは、知的発達障害者等も意思決定の権利主体であるとしていことであります。

第二項、締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。これは、すなわち知的発達障害者等、生活の全側面で意思に応じた行為能力がある、自分で自分のことを決める能力があ

るといふふうに権利条約は認めているということ
です。

第三項、締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を
提供する適切な措置をとる。すなわち、国に
知的発達障害者等への意思決定支援の体制をつ
くることを求めている。

その上で、第四項は、濫用の防止ということが
ありまして、法的能力の行使に関する措置が、障
害者の権利、意思及び嗜好を尊重すること。ち
ゃんと障害を持つ方が自分で選ぶことができるこ
とを尊重すること。そして、障害者の状況に応じ
かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用
されること並びに権限のある、独立の、かつ、公
平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象
となること。日弁連が先ほど指摘した現行制度の
問題点は、既に障害者権利条約で濫用の防止とし
て指摘されていることがやはり日本の現行制度に
ついては当たっているということだと思ふんです
ね。

大臣、来ていただいておりますが、この法律が
成立した暁には加藤さんがこの現行成年後見制度
の担当大臣となられますので、この今私紹介した
障害者権利条約第十二条で述べられていること
をしっかりと念頭に置いてこの制度の所管担当大臣
になっていただくことが大事だと思いますが、い
かがですか。

○国務大臣(加藤勝信) 成年後見制度、そして
この法案が成立をいたしましたら、この法案に関
しては私のところで対応させていただくというこ
とになるわけであります。

今提案者からお話がありましたように、本提
案というのは、急速に高齢化が進み認知症の方が
増える、そうした中で成年後見制度が十分利用さ
れていないという、そういう状況にあるとの認識
の下で提案がされている。

他方で、この利用推進に当たりましては、今御
指摘もありましたように、成年被後見人の方の意
思が尊重されるということも踏まえて対応すると

いうことでございますので、そこをしっかりと踏ま
えながら私どもとしてこの法律の施行を進めさせ
ていただきたいと、こう思っております。

○山下芳生君 最後に、資料の四枚目に付けてあ
るんですが、実は、世界ではもう進んだ実践が広
がっております。日本自閉症協会の「成年後見制
度の見直しを進めるよう提案します」という冊子
の中に紹介されている二〇〇五年に成立されたイ
ギリスの意思決定能力法の内容であります。非常
に重要なことが書かれてあります。

(1)意思決定の能力は固定されたものではなく、
事柄によって異なる(家の売買契約はできな
くても、服を選ぶことはできるように)。
(2)意思決定の能力は、その時の環境や気分
によっても変化する。落ち着いた環境で、信頼
できる人と一緒にあれば、意思決定の能力は
高まる。

(3)意思決定の能力は、経験を通して発達する。
(4)意思決定支援を尽くしても意思決定できない
こと、できない時にのみ、支援者の「代行決
定」が認められる。

(5)代行決定は、その人の「最善の利益」となる
ように行う。本人への制約は最小限にすべき
である。

これは、二〇〇五年にこういう理念に基づいた
制度ができてまして、実際にこの専門的な知見を
持っている方々が法的に整備されて、この代行・
代理権を行使する際には、その方が本人と意思を
確認する際のアシストをされるということにも
なっているという聞きました。日弁連のシンポジウ
ムでもこの制度の調査の報告がされております。

日弁連さんが意思決定とは何かということをも
とめておられます。意思決定の支援とは、その人
が意思決定することができないという判断をする
前に、本人と信頼関係を築いている身近にある支
援者や家族等が本人に寄り添い、本人が自分で意
思決定ができるように必要な情報をその人の特性
に応じて提供し、選択とその結果を見通せるよう
な工夫された説明や体験の機会をつくる等を通じ

て本人が意思決定することが可能となるように、
様々な合理的配慮を尽くす実践の総体であると、
そういうふうな意思決定ができることを引き出す
支援があつてこそ意思決定の支援なんだというこ
となんですね。

こういうことを、もう非常に大事な観点です
が、加藤大臣、是非、そういう障害者権利条約
そして日弁連、世界の到達、しっかりと踏まえて所
管されることを期待したいと思いますが、もう一
度その点を。

○委員長(神本美恵子君) 時間ですので、答弁簡
潔に。

○国務大臣(加藤勝信) はい。
今御指摘の点もかなりこの法案の中にも盛り込
まれているように私は感じさせていただきましたが
聞かせていただきました。

いずれにしても、この法案、そしてここで
の議論、それを踏まえながら適正に執行するよう
に努めて、同時に、この法案の趣旨にしっかりと
沿った形で執行できるように進めていきたいと
思っております。

○山下芳生君 終わります。

○山本太郎君 ありがとうございます。生活の党
と山本太郎となかまたち共同代表、山本太郎で
す。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案と成
年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事
事件手続法の一部を改正する法律案、質問いたし
ます。

加藤大臣、この法案提出の担当大臣ではなく、
この法案が成立した後を担当する大臣だとお聞き
しました。法案が成立した後、大臣は何をなさる
のか、簡潔に教えていただけますか。

○国務大臣(加藤勝信) この法案の中身に沿っ
て、例えば実効性の高い基本計画を策定できるよ
う、法務省や厚生労働省等の関係省庁と協力を得
ながら、まずは必要な事務体制を整えて、そして
政府一体となって取り組むよう努力をしていき
たい、こう思っております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

成年後見制度というセの字も分らない、この
ことについて知らないというネットを御覧の方の
ために、ざっくりと説明させていただきます。

自分では意思決定ができないとされた精神や身
体に障害を持たれた方、そのほかにも認知症の
方々に対して、代理人、つまり後見人がその人に
成り代わり意思決定をする代行決定の制度なん
ですが、本人の意思決定権を奪うことや本人の意
に反する決定を後見人が行う危険性があるだけ
でなく、後見人による着服、横領が二〇一四年一
年間で五十六億円に及ぶなどの問題も多く、今
回の法案では、医療同意への拡大、この部分が懸
念されております。つまり、医療に関する決定
権につながらず、生命を守るための医療ではな
く、後見人の判断で延命治療の停止、安楽死
への道を開く可能性、また逆に後見人による過
剰治療を招くこと、ほかにも後見人による精
神病院への強制入院や老人ホームへの強制収
容などもあり得るのではないかと懸念の意見が
あります。

成年後見を見直す会代表でありグループホーム
を経営する西定春さんは、世界ではどうなっ
ているか、そのことについて教えてくださいまし
た。ニュージランドもオーストラリアもヨーロ
ッパも、全ての人の自己決定を認める方向にな
っている、だから国連障害者権利条約が生まれ
たんだと。誰かがハンデのある人の代行決定を
するのはなく、その人が自分で決められるよう
に支援していく社会であるべきだ、自分で決
めることができれば後見人は必要ないんだらう
と。

三月三十一日に開かれたように、F G C、フ
アミリー・グループ・カンファレンスでみんな
と相談しながら自己決定が形成される手法があ
るとおっしゃいます。これは元々マオリ族が行
ってきた手法でもあると。そのような環境であ
るならば、誰でも支えられながら自己決定を行
うことができる。また、SD M、サポート
テッド・デジション・メイキングという手法
がオーストラリアでも開発

されているそうです。ハンディがあるとされる人に寄り添う人が集まって当事者の自己決定を支えていくんだと。このように、自己決定できる環境を整えたり周囲が支えれば誰でも自己決定が可能です。このような手法が広がっている国や地方では、当然に後見制度を利用する人は少なくなっていくと思います。日本も代行政決定主義から脱すべきですと、そのようにおっしゃっています。世界的潮流は、どんなに重いハンディがある人も、力のある人も、大金持ちも、ノーベル賞受賞者も、みんな同じ権利を持つ人間ということです、そのようにおっしゃっています。

日本では、判断能力の有無を余りにも簡単に決めてしまう。これを個々人に応じた必要最小限の制限にとどめ、当事者が可能な限り自己決定できる、そんな支援と環境整備を原則とする制度に改めるべきだと、それが世界の流れのようです。

法務副大臣にお聞きしたいと思います。

成年後見制度自体、現在の先進国の流れからいえば逆方向を進んでいるようにも感じるんですけども、日本政府がそれでもやっぱり成年後見制度なんだよという見解、法務副大臣から簡潔に教えていただけますか。

○副大臣(盛山正仁君) 山本委員からいろいろな御指摘を賜りまして、ありがとうございます。私は、この法案を作りますチームの一員として実は昨年まで、大口議員あるいは田村議員と一緒に作っておったわけでございますけれども、今日は法務副大臣として、政府側としての答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、平成十一年の民法改正で、それまでの禁治産者、準禁治産者というところから成年後見あるいは保佐、補助という制度をつくるようになってきたわけでございます。山本委員御指摘のとおり、ナッシング・ウィズアウト・アスというんでしょうか、障害をお持ちの方あるいはいろんな方が自分たちの力で何かを決める、そういう方向はもちろん我々も重々承知しておりますし、障害者権利条約、おとし我が国にも適用さ

れるようになりまして、障害者差別解消法もこの四月一日から施行されたばかりでありますので、政府としてもその方向に向かっていくということは間違いございません。

しかしながら、重度の認知症患者の場合などで御本人が意思決定を事実上することができない、こういう方々がいらつしやるのも事実でございますので、成年後見人の方が法律行為を代理して行うことが必要という場合もございます。

また、現在の成年後見制度では、成年後見人が本人の意思を尊重し、その身上に配慮する義務を負っておりまして、本人の意思と無関係に代理権が行使されるわけではありません。そしてまた、保佐、補助の類型は、基本的に保佐人、補助人の同意を得て本人が自ら法律行為をする、こんなふうにもなっております。

今回の法律案は、本人の自己決定権の尊重を基本理念の一つとして掲げており、本人の意思を尊重しながら成年後見制度の利用を促進していくことを大きな目的としていると我々は考えているところでありまして、また、今後この法案が成立されれば、その委員の御指摘のようなことも含めて広く検討していく、制度を改善していく方向に進んでいくものと我々は考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。たつぷりと御説明をいただきました。

ということ、今のお話でいくと、本法案はまたいろいろ変わっていく、国連からも勧告が出るなどということはなさそうですね。いかがですか。そのようなことはなさそうですね。勧告出ると思われませんか。

○副大臣(盛山正仁君) 今後の我が国の対応を期待して見ていただければと、そんなふう考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

最高裁判所事務総局家庭局の調べでは、成年後見制度全体の利用者は合計十八万四千六百七十人です。

加藤大臣にお伺いしたいんですけども、今回

の利用促進法によつて成年後見制度の利用者、どれぐらい増やしていこうというふうなお考えでしょうか。

○国務大臣(加藤勝信君) 現在の利用者数は今委員御指摘のとおり。そして、申立て件数で申し上げますと、二十六年は三万四千三百七十三件と承知しております。

なお、今後どうなっていくのかということに対して、政府として特設試算や目標値を持つてい

るところではございません。

いずれにしても、政府としては、この法案の趣旨を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画の策定、推進等を通じて成年後見制度の利用の促進に取り組んでいきたいと、こう思っております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

どれぐらい増えるのか。直近では三万人と、少しは増える予定であると。でも、促進法を作るんですものね。どれぐらい増えるのか、どれぐらい増やしたいのか、そのめども目標値もないという話なんですよ。促進するけれどもどれぐらい促進したいのか考えていない、少し無責任に聞こえるんですけども。

では、なぜ促進法が必要なんですかと。どうして促進するんですか。利用促進会議必要なんですかね。どこの誰が成年後見制度の利用者の数を増やしたいと思っているんですかね。

日本も二〇一四年に批准いたしました国連障害者権利条約、国連の障害者権利委員会は、障害者権利条約第十二条に基づいて、締約国に対し、後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直し、代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす必要があるとしています。

つまり、国連障害者権利委員会は、成年後見制度のような代行政決定方式というのは条約違反じゃないかというふうな見解を示しているように読めるわけです。代行政決定は限定的にしなさいねというのが世界の流れだと思っんですね。日本は、批

准したばかりなので障害者権利委員会の審査というのはまだ受けておりませんけれども、いずれこの指摘を受けることになるのは確実だと思うんですよ。本人の権利擁護を本気で考えて世界の流れを見たならば、今回のような後見人の権限強化法案、審議されること自体おかしくないですか、時代と逆流しているような話だと思いませんか、ということなんです。

安倍総理、国連の常任理事国入り目指す旨の御発言、前々からされていきますよね。その一方で、与党議員の議員立法で、国連の障害者権利条約を批准していきながらその理念に反する法案をわざわざ作るという、矛盾のように感じるんです。永田町では普通の話なんですかね。

国連から日本の成年後見制度に対して勧告など出された場合、この制度に対する抜本的見直しを行うということを経界に対しても約束していただきたいんです。加藤大臣、もし勧告が出された場合には抜本的な見直しをしてくださると約束してください。

○国務大臣(加藤勝信君) ちょっと条約との関係ですから外務省からお話しするのが適切なんだと思っておりますけれども、いずれにしても、現在の国内法を踏まえながら、その前提の上で条約を受けているわけでありまして、今おっしゃるようなことにはならないんじゃないかなと、こういうふう

に思います。

○山本太郎君 後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直しということを言われているわけですから、これ見直したからこうなったというふうな話ではなく、より権限が広がったと。もちろん、それを求めている方もいらつしやるだろうけど、そうでない方が声が聞こえてくるという状態なんですよ。

これは、国連から勧告出た場合、抜本の見直しを是非行っていたきたい。抜本の見直しということは全く考えないんですかね、どんな事態になったとしても。もしもそのようなことがあったとしたら抜本の見直しも視野に入れていらつしや

いますか。加藤大臣にお伺いしたいです。

○国務大臣(加藤勝信君) 一点、ちよつと私の理解不足かもしれませんが、今回の法律によって後見人制度そのものが変わるということではないというふうには私は理解をさせていた、だいておりま

す。

その上で、先ほど申し上げたように、現行の法制度を踏まえた我が国として条約を受けるか受けないかという判断の中で決定されているのが今の状況であり、そして、今後に関しては、海外から云々という以前の問題として、この法律の中にもございませうけれども、必要な見直しは、これはこの法律にかかわらずあらゆる法律で当然していくべきものであると思っておりますし、そういう意味で、これから利用を促進するに当たっては、この委員会で議論が行われたそういった観点も踏まえて進めさせていただく。その中でいろいろと課題が出てくると思えます。そういったことも今回の会議体の中で御議論いただくといいことになっていくんだらうと思えます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

この法案、もちろん、骨組みを作るぜ、そこからまた肉付けていきますとかというようなお話、この先いろいろされていくんだと思うんですけど、これが作られるまでの間にどれぐらいの数がヒアリングされたのか、どれだけ当事者の声を聞いたのかという部分もあると思うんですね。

昨日、私の事務所の方に当事者の方からメールが届いたんですよ。この当事者からの心の叫びというものをここでヒアリングしていただきたいんですよ。

ここも少しざっくり説明させていただきたいんですけど、ざっくりです。後見人は、親族なら四親等以内後見人、ほかに弁護士、司法書士、社会福祉士、職業後見人などと呼ばれますけれども、この方々、家庭裁判所が選任いたします。今からこのメールをお読みする方は、親族後見人として認知症高齢者を二度介護した経験を持つ方です。制度が開始された二〇〇〇年から後見

制度を実体験された方が本当に見直す部分は何か、その本質について教えてくださっていい

私たちは、認知症高齢者介護家族、親族後見人の立場から本法案に反対します。

反対の理由。成年後見制度の本人の権利擁護という基本理念は制度発足時から既にうたわれているではありませんか。制度発足前、平成十一年の審議内容を読み返されてはいかがでしょう。そもそも、家庭裁判所の後見係の実態調査、この十六年間、どれだけおやりになっていきますか。制度の入口、申立て手続から本人を見ないことが常態化している昨今の家庭裁判所の状況を御存じですか。個々のケースについてきめ細かく考慮して審判に至る状態ではないのです。

本人の介護、看護その他、その時点で本人の生活に関わる人たちの情報を裁判所が得ようとしないうこと、精査しようとしないうこと、意見が反映される方法がないこと。本人の介護、看護その他、その時点で本人の生活に関わる人たちが裁判所に對して異議申立ての道が少ないこと。そして、本人の調査、鑑定を省略、なぜ以前にできたことができなかったんだでしょう。二〇〇三年申立て時は本人調査も鑑定もありました。そのときの調査官は、事前に私の本人調査への対応の不安を見事に払拭し、本人自身、本人の暮らし施設環境、スタッフ、そして本人と後見人候補者である私との関係、感情など、細かく調査してくださいました。

成年後見制度が十分に利用されていない理由。家庭裁判所の本制度の運用実態が本人の権利擁護を最優先とせずに、本人以外の家庭裁判所を含む人員不足、能力不足と、本人以外の家庭裁判所を含む金融機関、行政などの責任回避と利便性、効率性に重きを置いているからです。

医療行為の同意、郵便物等の管理や死後の問題など、確かに本人の権利擁護のために論議する必要はあると思えます。しかし、本当に本人の権利侵害と権利擁護のぎりぎりのラインを見定めよう

としていきますか。実は、本人以外の者がただ事務処理をしやすくしたいという願望の方が勝っていませんか。本人の権利侵害と権利擁護の見定めをきちんとチェックする者はいませんか。そもそも本人の意思を知ろうとしていきますか。

成年後見制度の利用を促進する前に、本人以外の者や組織の立ち位置をまず見直し、家庭裁判所の現場の方々の執務状況を精査し、人員を補強、養成することが先決ではないでしょうか。利用促進会議や促進委員会の設置に予算や時間を無駄に費やす必要はありません。もう十六年たっているんです。

本制度発足当時前から家庭裁判所の人員不足は素人の私たちでも予測できました。権利擁護が建前だけなのも、この十六年間で実感いたしました。二度の親族後見人経験だけでも、裁判所による制度運用の劣化は著しいものです。既に、裁判所自身が機能不全を起こしているのではありませんか。裁判所自身が根本的な問題に自ら取り組まなければ、財産上だけでなく身上の不正を増大させるだけです。裁判所の人員不足を補うために市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図るといのは、余りにも安易過ぎる考えです。

法律上では曖昧な事柄が全て裁判所内の規定で変更、決定されているようです。親族後見人の不正防止対策として後見支援信託と後見監督人選任、裁判の迅速化対策としての医師の診断書重視で、本人調査・鑑定不要、家裁の人員不足対策としての参与員増員、全てにおいて裁判所の内規で決まり、基準が明らかにされません。裁判所の親族後見の不正の統計では総数と総額だけが出され、どのような不正が細かく発表されていません。弁護士会、司法書士会が調べた資料では、裁判所の不適切な後見人選任の問題、裁判所の説明不足、裁判所の後見監督の怠慢なども不正の理由として挙げられています。

最後に、裁判所自身の人員不足と後見人選任の責任、後見監督の責任を回避するために、個々の

状況を精査しないまま、後見支援信託が第三者監督人選任という外部委託を強制して、真面目な親族後見人の邪魔をしないでください。本人の財産から無駄な支出をさせないでください。

このような本当にも当事者からの心からの叫び、二十年近くに及ぶ苦しみみたいなものを、十六年の苦しみみたいなものを読ませていただいたんですけれども、加藤大臣、いきなり決まったことだと思ふんですよ、この法案通った後に担当される、その準備段階という部分には関わっていません。

そういう意味で、正直、このような後見制度の問題の数々といえますかその根本という部分、このような声というのは全て御存じでしたか。知っていたか知らなかったか、ちよつとは知っていたかというような、短めのコメントでお願いします。最後に一言伝えたい部分がありますので。

○国務大臣(加藤勝信君) 今のその方の直接のお話は今初めて聞かせていただいたところでございます。

ただ、この成年後見制度、私も従前から関心を持っております。一方で、こうした制度によってしっかりと対応されるべき人が十分それができていないという状況をどうしていくのか、また、当然、その中において後見人たる方がその被後見人御本人の立場に立つたとも思えない、そうした対応をされていることによつて様々な事案が発生しているという事情があるということも十分承知をしております。

そういう中で、今回の法案も踏まえて、より適正にこうした成年後見制度が利用されるように、この法案が成立をし、政府が受けた段階でしっかりと対応していきたい、こう思っております。

○委員長(神本美恵子君) 山本太郎さん、時間で

すのでおまとめください。

○山本太郎君 はい。この法案は、これが、私の質疑が終わった後もうそのまま多数の力で通ってしまうことだと思ふんですけれども、余りにもお仕事忙しくて、いろん

な方々、直接お話を伺う機会はないと思うんですけども、是非当事者からの話を直接聞く機会を持っていたませんか。その数を多くしていただけないか。よろしく願います。

そして、人権侵害つながりでJSCにも一問質問させていた。だいたったんですけれども、届きませんでした。またの機会によろしく願います。

ありがとうございます。

○委員長(神本美恵子君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案の修正について上月さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。上月良祐さん。

○上月良祐君 私は、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明いたします。

修正の要旨は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が四月一日に施行されたことに伴い必要となる規定の整理を行うものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○委員長(神本美恵子君) これより両案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、成年後見制度の利用の促進に関する法律案及び成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案に対する反対討

論を行います。

現行の成年後見制度は、二〇〇〇年、それまでの禁治産制度がもたらす社会的偏見を払拭し、硬直的制度から、本人の意思が尊重され、弾力的な運用を可能にすることを期待して導入されました。その下で、消費者被害に遭ったり親族等からの虐待を受けていた認知症高齢者などが成年後見人を付けることで被害から救済されるなど、同制度は判断能力が不十分な人を保護する上で一定の役割を果たしてきました。

一方、二〇〇六年に障害者権利条約が国連で採択され、二〇一四年に日本も批准しました。同条約は、障害者は法律の前に人として認められる権利を有し、適切な支援があれば生活のあらゆる面で意思決定が可能であり、そのための支援を行うことを求めています。禁治産制度の枠組みをそのまま継承し、成年被後見人等を制限行為能力者と位置付け、成年後見人等による代理権行使等を幅広く認める日本の成年後見制度は同条約に抵触する疑いがあるとの批判が、法曹界、学者、関係団体などから共通して指摘されていきます。

こうした制度の根本的な問題と相まって、被後見人の意思に反する様々な代行が後見人によって行われたり、後見人による被後見人の財産の着服、横領問題が起こったりしているのです。今日では、代行決定型の制度ではなく、当事者の意思決定について、生活の様々な場面において、事柄に応じ、身近な家族や福祉、医療従事者など様々な立場の者から自ら意思決定するために必要な支援を受けることができる制度を整備すること、代理権等の行使は包括的ではなく事柄ごとに行うことなど、成年後見制度の根本的転換を求める声が強まっています。

ところが、本法案は、こうした制度の根幹には手を付けず、現行制度の枠組みを維持した下での利用促進をうたうものとなっており、賛成できません。

医療同意、死亡後の代理などの後見人の権限拡大についても、障害者団体などから懸念、反対の

意見が出されており、慎重な検討が求められています。

今必要なことは、現行成年後見制度の制度上、運用上の問題を総点検することであり、国際的な流れとなつていく意思決定支援制度の整備と、それと整合的な成年後見制度となるような制度の根本的見直しを行うことであることを強調し、反対討論とします。

○委員長(神本美恵子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

初めに、成年後見制度の利用の促進に関する法律案について採決を行います。

まず、上月さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よつて、上月さん提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、相原さんから発言を求められておりますので、これを許します。相原久美子さん。

○相原久美子君 私は、ただいま可決されました成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、おさか維新の会及び日本を元気にする会・無所属会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

二、成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(神本美恵子君) ただいま相原さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よつて、相原さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤国務大臣。

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(神本美恵子君) 次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(神本美恵子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(神本美恵子君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

〔参照〕

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
に対する修正案
成年後見制度の利用の促進に関する法律案の一
部を次のように修正する。

附則第四条のうち第四条の改正規定中「第四条
第二項中「及び子どもの貧困対策の推進を」、子
どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の
促進」に改め、同条第三項第四十六号の四を「第
四條第三項第四十六号の二に改め、第四十六号
の五を第四十六号の三とする。
附則第七条を削る。

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育の拡充等に関する請願(第九九六号)
(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第
一〇〇〇号)(第一〇〇一号)(第一〇〇二号)
一、物価高騰をもたらす経済政策をやめること
に関する請願(第一〇〇三号)(第一〇〇四号)
(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七
号)(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)
一、国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に
関する請願(第一一五九号)

第九九六号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市 長谷川恵子 外
九十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第九九七号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 竹中美智代 外八
十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第九九八号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 群馬県高崎市 宮一千鶴子 外八
十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第九九九号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 山梨県甲府市 吉村瑞希 外八十
六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一〇〇〇号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 熊本真由美 外八
十六名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一〇〇一号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 島根県浜田市 岩谷勝美 外八十
六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一〇〇二号 平成二十八年三月十八日受理
保育の拡充等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市 井上かつ代 外八
十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一〇〇三号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 長野県東御市 寺島郁子 外八十
九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇四号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 神戸市 久一睦子 外八十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇五号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 群馬県高崎市 宮一千鶴子 外八
十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇六号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 山梨県甲府市 吉村瑞希 外八十
七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇七号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町 四方由
美 外八十七名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇八号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 島根県浜田市 益本亜希子 外八
十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一〇〇九号 平成二十八年三月十八日受理
物価高騰をもたらす経済政策をやめることに関す
る請願

請願者 神戸市 山本満里子 外八十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五七八号と同じである。

第一一五九号 平成二十八年三月二十四日受理
国の保育・教育・子育て支援施策の拡充に関する
請願

請願者 東京都武蔵野市 山崎大輔 外九
百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

平成二十八年四月二十一日印刷

平成二十八年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K